

○**稲田議長** これより会派の議員による関連質問に入ります。
初めに、大下議員。

〔大下議員質問席へ〕

○**大下議員** 会派信風の**大下哲治**でございます。安達議員の代表質問に関連いたしまして、大要2点、空き家対策の推進の取組についてと農業振興についての質問をいたしますので、当局の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

空き家対策についての質問を行います。

超高齢化社会と人口減少が急速に進む社会において、空き家の増加は環境、防災、治安等の面において深刻な影響を及ぼすことから、大きな社会問題となっており、早急の対応が求められています。令和3年4月に民法、不動産登記法等の改正法案が成立し、3年以内に相続で不動産を取得した場合、相続登記が義務化されることとなりますが、まず初めに空き家対策に及ぼす影響について伺います。

○**稲田議長** **伊達都市整備部長**。

○**伊達都市整備部長** 相続登記の義務化が空き家対策に及ぼす影響についてのお尋ねでございます。今までは相続登記されていないために、登記簿を見ても所有者が分からない不動産があり、管理が不十分な空き家の指導を行うにも、相続人調査に時間がかかる例がございました。義務化により、より迅速な対応が可能になると考えておるところでございます。

それから、登記簿で所有者が分かることによりまして、民間の不動産取引の活性化が期待できると考えております。

また、所有者が明確になることにより、所有者による管理意識

の向上が期待できると考えておるところでございます。

○**稲田議長** 大下議員。

○**大下議員** 今回の相続登記の義務化は、現在の所有者を明らかにすることで、行政側にとっては管理が不十分な空き家に対する指導において迅速な対応が可能となること、また民間における不動産取引の活性化、及び空き家の所有者の管理意識の向上が期待されていることが分かりました。

しかし、その一方で、相続登記の義務化は住民にとって新たな手続や登記料などの費用負担が強えられる可能性があり、特に低所得世帯や高齢者などの経済的に弱い立場の人々にとって負担の増加は深刻な問題となりかねません。また、私の家の近所にもありますが、何代も登記をしてこなかったため、枝葉が伸びて登記が難しい状況となっている家庭も、そういった家庭もありますので、当局におきましては、そういった住民の方々の声を聞き取り、各専門機関と連携を図りながら対応していただくよう、強く要望いたします。

次に、米子市における義務化の今の周知状況及び今後の対応策について伺います。

○**稲田議長** 伊達都市整備部長。

○**伊達都市整備部長** 本市におきます義務化の周知の現状及び今後の対応策についてのお尋ねでございます。市のホームページや固定資産税納税通知書同封のチラシによる周知のほか、昨年9月に空き家相談会と併せ相続登記セミナーを開催し、周知を図ってきたところでございます。今後も鳥取地方法務局や鳥取県司法書士会と連携いたしまして、周知を図っていきたく存じます。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 法務省が行った都道府県ごとの相続登記の義務化に関する調査で、年代別の周知状況では、相続登記の義務化を詳しく知っている、大体知っていると答えた人は20代が最も多く、逆に聞いたことがあるがよく知らない、全く知らないと答えた人は40代が最も多くなっています。

また、情報の取得方法に関しては、ニュースサイト等のインターネットが39.8%と最も多く、続いて2番目にテレビ、ラジオ、3番目に新聞、雑誌からの順番となっており、市町村ウェブサイトと広報資料等からの取得は5番目で20.2%となっております。当局におきましても、そういった現状を考慮していただきながら、より効果的な広報及び周知活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律について伺います。

国は、増え続ける空き家に対応するため、改正を行い、新たに空家等管理活用支援法人に関わる制度が創設されました。これは法律改正により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空き家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていけるよう、市町村長が支援法人の指定等を行う制度ですが、本市における制度に対する現状について伺います。

○稲田議長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 本市におきます空家等管理活用支援法人についてのお尋ねでございます。本市におきましては、本年2月に空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱を定めまし

た。市内に事務所等を有するNPO法人、一般社団法人もしくは一般財団法人、または空き家等の管理もしくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社を対象に募集を行っておるところでございます。現状としましては、現在複数の法人から相談があり、協議中という状態でございます。

○**稲田議長** 大下議員。

○**大下議員** 指定法人制度は自治体や地域社会における空き家対策において大変重要な役割を担っていくと思います。指定法人の選定においては団体に対し高い基準が求められると思いますが、今後、選定基準を明確にすることで、中小法人や非営利法人等にも参加しやすい体系を整えていただくよう要望いたします。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に対する本市の取組方針についてお聞きいたします。

国土交通省の管理活用支援法人の指定等の手引きでは、支援法人の指定において市町村長の裁量で行い、支援法人制度の運用においては、市町村が指定を受けようとする法人に対して求める業務など、指定方針を明確にすることが重要と上げていますが、支援法人の業務内容について伺います。

○**稲田議長** 伊達都市整備部長。

○**伊達都市整備部長** 本市において支援法人の業務内容についてのお尋ねでございます。本市におきましては、空き家法第24条第1号、空き家等の所有者等に対し、当該空き家等の管理または活用の方法に関する情報の提供または相談その他の当該空き家等の適切な管理またはその活用を図るために必要な援助と、同法同条第4号、空き家等の管理または活用に関する調査研究、同条第

5号に上げておられます空き家等の管理または活用に関する普及または啓発、同じく第6号、その他の空き家等の管理または活用を図るために必要な事業または事務、以上を対象の業務としておるところでございます。

昨年9月に実施いたしました空き家所有者に対するアンケート調査の結果、行政に求める支援として最も多かったものが売却、賃貸、解体などの費用比較情報の提供ということでございました。支援法人には特にこれらの情報の提供及び相談業務を期待したいと考えておるところでございます。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 私自身、支援法人が業務に取り組むに当たり、最も重要なのは高い専門性だけでなく、地域住民との信頼関係の構築だと思います。本来の空き家対策の目的とは、空き家を有効活用することで、地域の景観保全、防犯、治安だけでなく、地域の活性化やコミュニティの形成を促進し、誰もが安心して生活を送られる持続可能な地域の構築が重要と考えています。今後支援法人の制度の運用におきましては、空き家、空き地を埋めるだけでなく、新しく入居される方、受け入れる方、地域の方々双方にとって住みよい環境整備にも配慮していただきながら取り組んでいただきますよう、要望いたします。

これは私が地域の公民館等を回ってお聞きしたことですが、これまではどちらかというとな動産業者さんと空き家の所有者さんとあと新しく住まわれる方が3者で決められることが多く、地域の人には全く知らない。入った後に自治会のルール、その地域のルールというものを知った。それで後からそれが問題となって、

それで住民同士のいざこざとか、なぜこれをしていないのかとかというトラブルにも発展したケースもあると聞いてますので、ぜひとも業者さんと地域の方との連携も図れるように地域行政としても取り組んでいただきますよう、要望いたします。

次に、管理不全空家の判断基準に関してお聞きいたします。

令和5年度における法の改正により、新たに管理不全空家等が定義されました。本市における管理不全空家の判断基準に関して伺います。

○稲田議長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 本市におきます管理不全空家等の判断基準についてのお尋ねでございます。本年2月に米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会を開催いたしまして、管理不全空家等の判断基準案について専門家の意見を聴取したところでございます。今年度中に判断基準を決定いたしまして公表する予定でございます。以上です。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 これまでは判断基準が曖昧な状態で、空き家の所有者自体が物件の状況判断ができない状態でした。しかし、今後米子市におきましても、管理不全空家と特定空家の判断基準を明確にし公表することで、所有者の適切な管理責任と義務に対する認識が高められることが期待されます。また、今後判断基準の明確化は、行政にとっても管理や取締りが効率的にできるだけでなく、地域にとっても景観や防災、治安の悪化の防止とつながります。

大阪市では、管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準を作成し、項目ごとにネットで公表しています。当局にお

きましても判断基準を明確化し、チェック表などを作成して、誰もが判断しやすい仕組みをつくっていただきますよう、要望いたします。

次に、農業振興策について質問いたします。

最近国内の食品業界では、農畜産物、食品において、輸入価格の高騰や調達の不安定化に対応するため国産に切り替える事業者が増えており、農業においても変革の時期を迎えており、新たなビジネス展開の推進が急務となっています。また、現在国内の食料自給率におきましては、カロリーベースは38%で依然として下降傾向にあり、大きな社会問題となっております。

そのような状況下ではありますが、我々日本人の主食である米に関しては唯一ほぼ100%となっており、私自身、米は展開次第では大きな可能性を秘めていると考えています。

そこで、まず米子市の米の生産状況に関して、市内の農地面積における水稻栽培が占める農地の割合、農家の経営体数と米農家が占める割合、農産物の販売額に占める米の割合について伺います。

○**稲田議長** 赤井農林水産振興局長。

○**赤井農林水産振興局長** 米子市の米の生産状況に関して、市内の農地面積における水稻栽培が占める農地の割合についてでございますが、令和5年度品目別作付見込み面積の数値から、米子市全体で作付面積合計1,489.8ヘクタールのうち、主食用米として995.9ヘクタールで割合は66.85%でございます。

次に、農家の経営体数と米農家が占める割合についてでございますが、令和5年度の経営体数は4,412件で、そのうち米農家

は1,214件で割合は27.5%でございます。

農産物の販売額に占める米の割合についてでございますが、JA鳥取西部で確認しましたところ、JA鳥取西部管内の令和4年度の農産物の販売実績額108億9,186万9,000円のうち、米の販売実績額は24億3,108万3,000円で割合は22.3%となっております。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 令和5年度の経営体数と米農家の割合については、全体の27.5%となっており、数は少ないものの、市内の農地面積における水稲栽培が占める農地の割合においては、作付面積においては66.85%となっていることから、依然として米が米子市において主要な農産物であることは間違いありません。しかし、JA西部における令和5年度の農産物の販売実績額における米の割合においては22.3%となっており、収益性が低いことが一番の課題となっていることが分かりました。

次に、水稲栽培の盛んな地区における農地に関する意向調査について伺います。

○稲田議長 赤井農林水産振興局長。

○赤井農林水産振興局長 水稲栽培の盛んな地区における農地に対する意向調査についてでございますが、令和3年度、米子市農業再生協議会が取り組みました営農計画書作成に伴うアンケート調査の結果は、回答率77%、その中で農地の継承について家族内で話し合いを持ったことがある方が回答者のうち59%でございました。また、5年後、10年後において農業の継承が親子間になされている方がそのうち28%でございます。

今後の方針についてでございますが、継承等決まっていな
い方につきましては、地域計画を策定する中で、担い手につ
いても考えていきたいと考えているところでございます。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 先ほど上げましたが、米農家の一番の課題は
収益性が低いことであり、飼料、燃料、資材等の高騰により
ほとんどの農家は作れば作るほど赤字状態となっています。
5年後、10年後において農業の継承が親子間でなされてい
る方が28%で、72%の方が決められていないのが現状と
なっております。私の近所の農家さん、これは全体のこと
ですが、親子間で農地のことに関して話をする機会自体
を持ってないという方も多くおられると聞いております。
米は農地を維持するために主要な農産物であり、私自身、
米の需要拡大に取り組むことが必要と考えています。

そこで、本市における米の需要促進施策について伺いま
す。

○稲田議長 赤井農林水産振興局長。

○赤井農林水産振興局長 本市における米需要促進の施
策の取組状況についてでございますが、関係機関とともに
米フェスタを開催し、米の消費拡大と地産地消を目的と
して生産者意欲向上のイベントを実施しております。

また、県産米としてPRを行っております星空舞におき
まして、本市の学校給食等に使用しております。JA直売所
、県内の小売店舗におきましても、販売されており、消
費拡大と販路拡大に努めているところでございます。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 現在、市、県双方において星空舞のブラン
ド化と米

の需要促進に取り組んでおられますが、私自身、幾ら新しくおいしいブランド米ができれば、少子高齢化が進む社会において米自体の消費拡大を見込むのは大変厳しい状況ではないかと考えております。実際、農林水産省の発表した情報によりますと、昭和37年度における米の1人当たりの年間消費量は118キログラムでしたが、令和2年度の消費量は50.8キログラムと半分以下となっており、米自体の需要促進は大変難しい状態となっております。

そのような状況下において、国は、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米の利用拡大に向け、消費、流通、生産に関し、それぞれの段階において取組を集中的に支援しております。全国の自治体の中には、自治体と農協が連携し、米粉製造のための製粉機を入れて、米粉の製造及び米粉を使った商品開発に取り組んでいる自治体も存在します。JA会津では、農協と市で協議会を立ち上げ、国の補助金を活用し、製粉機を導入し、米粉を使った商品開発に力を入れておられます。

本市におきましても、米の需要拡大、米の付加価値化に取り組むため、農協や加工業者とも協議を進めながら米粉製粉機の導入に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○**稲田議長** 赤井農林水産振興局長。

○**赤井農林水産振興局長** 本市におきましても、米の需要拡大、米の付加価値化に取り組むことについては必要であると考えております。米粉の需要と販売先の確保及び米粉生産者の組織化がなされていない状況では、本市もJA鳥取西部も米粉製粉機の導入は現段階では難しいと考えているところでございます。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 私自身、米の需要と販路確保及び米粉生産者の組織化がなされていない根本的な要因といたしまして、生産者、農協、食品加工業者の間において、これまで米の相場変動のほうに注目されがちで、米の魅力や可能性に対する理解が進んでこなかったと考えております。

米の消費においては、本来炊いて食べる方法が一般的でしたが、近年米の品種改良、製粉技術及び加工技術の向上が進み、多くの食品加工業者においてパンや麺、菓子製造における主原料として使われるようになりました。令和5年度「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールでは、星空舞を使って作られた星空舞麺がグランプリを受賞したほか、島根県ではJAしまねと鳥取大学とコラボによる米粉レシピコンテストが開催され、最優秀賞に選ばれ、米粉を活用した6次化商品が注目されています。

当局におきましても、今後、米の生産者、農協、食品加工業者と一緒に米粉の持つ特徴や優位性に対する理解を深めるとともに、新たな商品開発による米の需要促進に結びつけるような政策に取り組んでいただきますよう、強く要望いたします。

次に、スマート農業の推進について伺います。現在、どの産業もですが、特に農業においては高齢化に伴う人手及び担い手不足が深刻化しており、これが耕作放棄地の増大にもつながっている状況となっています。そのような状況下で、現在国はロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用し、農作業の効率化、情報共有の簡易化、データの活用の推進等を行い、生産性の向上に貢献するスマート農業を進めています。

本市におきましてもスマート農業の推進は重要施策と考えますが、本市においてスマート農業に対し、どのようなビジョンを描いているのか、見解を伺います。

○稲田議長 赤井農林水産振興局長。

○赤井農林水産振興局長 本市におけるスマート農業についてでございますが、担い手不足が深刻化しており、担い手の確保や労力の軽減は重要な課題であると考えております。スマート農業を推進することで農作業の効率化、省力化を図ることができ、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などにつながることを考えております。生産性の向上が期待されていると考えております。

より多くの担い手にスマート農機が普及するよう、引き続き必要な支援に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 本市におきましても、スマート農業の推進は担い手不足を補う上での労力の軽減と作業の効率化等において必要な施策であることが分かりました。

次に、本市におけるスマート農業の現状と課題について伺います。

○稲田議長 赤井農林水産振興局長。

○赤井農林水産振興局長 現状と課題についてでございますが、現状については自動操舵トラクターや直進アシスト付田植機などのスマート農機を、令和4年度には3件、令和5年度には2件、導入を行っております。

課題につきましては、スマート農機が非常に高価であることや、十分な効果を上げるために大規模な圃場が必要であると考えてい

るところです。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 現状と課題におきましては、スマート農機自体が高額であることが理由で、まだ農機を購入された方が少ないこと、また1区画当たりの農地面積の拡大が課題であることが分かりました。

令和7年度から運用開始予定で、今年から整備が始まりますが、淀江では一般社団法人アグリYODOEが大規模な農地集約、集積に取り組まれており、今後、総面積39ヘクタールの圃場整備を行われ、広いところでは1区画当たり2.2ヘクタール、これは220メートル掛ける220メートルですが、整備されると伺っております。

そして、担い手となる農家の方からは、今後大きい圃場でスマート農機を使い水稻栽培を行うためには、より高精度の位置情報を提供できる衛星システムの利用が必要であり、行政に対し、衛星からの情報を受信するための基地局を設置してほしいとの声が上がっておりますので、次の基地局の設置に関する質問に移ります。

スマート農業において衛星システムは、取得した画像データを解析することで作物の生育状況や地力を可視化したり、無線受信機技術と組み合わせて高精度な位置情報を提供することで、トラクターや田植機のハンドルを自動で動かす自動操舵化を可能とする上で大変重要な役割を果たしています。現在、農家が位置状況を提供するための衛星システムを使うためには、農家自身が移動式の基地局を設置したり、受信端末ごとに基地局を有する企業と

提携を行わなければならない、農家にとっては労力面、もしくは費用面において重い負担となっています。現場からは、市独自の基地局を設置してほしいとの声が上がっており、私自身、今後米子市においてスマート農業を推進するためにも基地局の設置に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○稲田議長 赤井農林水産振興局長。

○赤井農林水産振興局長 基地局の設置についてでございますが、基地局及びアンテナ施設等のインフラ整備につきましては、スマート農業における現在のGPSの位置情報の精度を向上させる上で有効であると考えております。

まずはスマート農機の普及を進めるとともに、基地局及びアンテナ設置等のインフラ整備につきましては、今後鳥取県やJA鳥取西部など、関係機関を交えて勉強していきたいと考えております。

○稲田議長 大下議員。

○大下議員 情報化社会におきましては、これまで電気、ガス、水道の生活インフラ、これまでの生活インフラに加え、ネット環境の整備が我々の私生活や仕事において必要不可欠なものとなっております。農業におきましても、今後農地の集約、大型化が進む中で、衛星システムを使ったスマート農業の推進は急務となっております。スマート農機の普及が先か、もしくはスマート農業のための環境整備が先かという、まさに卵が先か鶏が先かという議論になりかねませんが、道路環境の整備がされていなければ車も普及しなかったわけで、私自身、まずは行政が基地局を設置し、スマート農業の環境整備に取り組むべきと考えておりますので、

対応を強く要望いたします。

これは北海道の岩見沢市の事例でございますが、こちらのほうは2013年に基地局を設置して、高精度な位置情報を受信できるようにされています。精度によっては3センチの誤差で終わるのか、30センチの誤差で終わるのかというような、そういった基地によっては誤差が生じるんですけど、農家さんにとっては、今度大型化するに当たってその30センチの誤差が、これは広くなればなるほど誤差が広がりますので、そういった問題も発生してきます。こういった農家さんの声も聞いていただきながら、また基地設置についても勉強していただきますよう、よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。